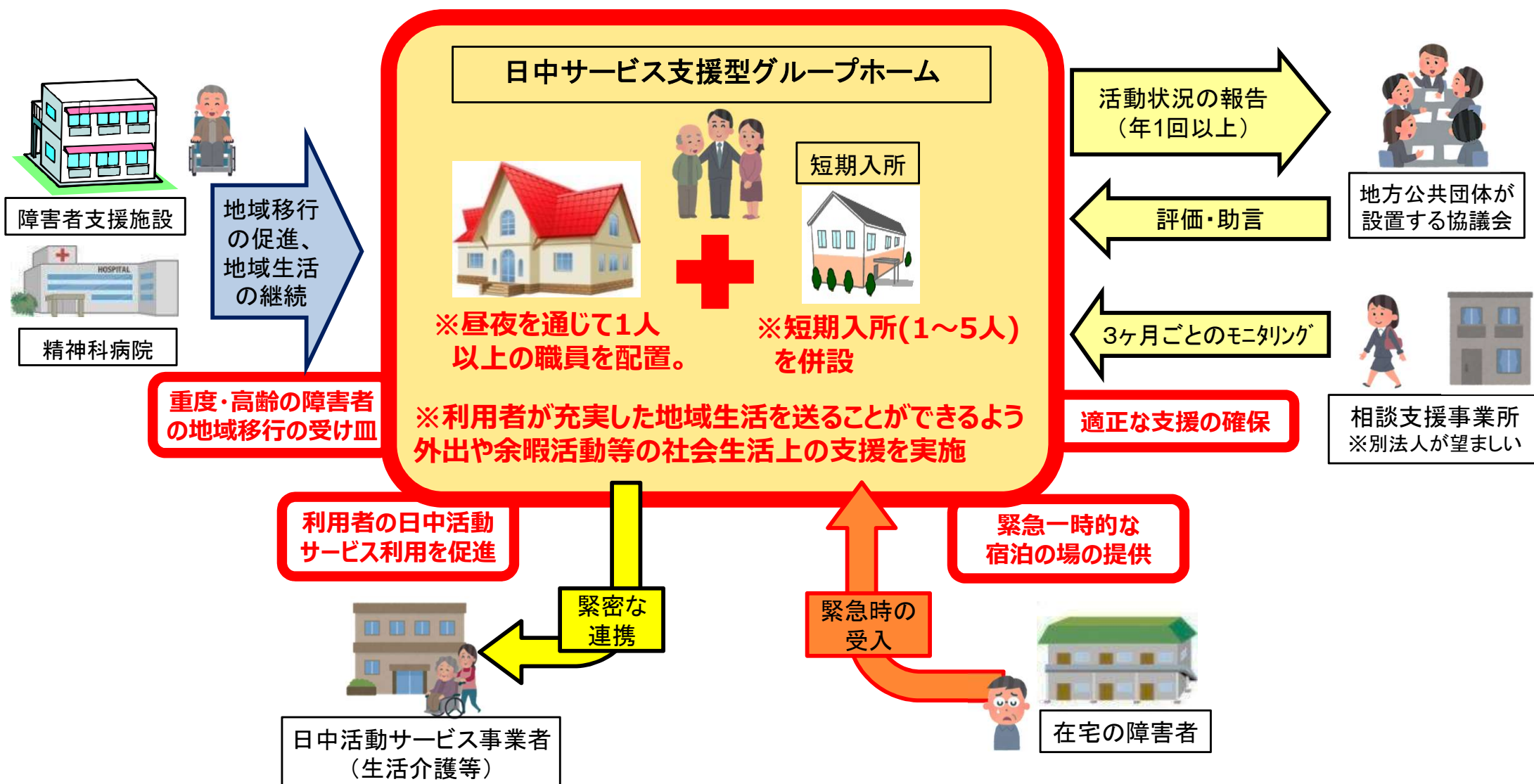


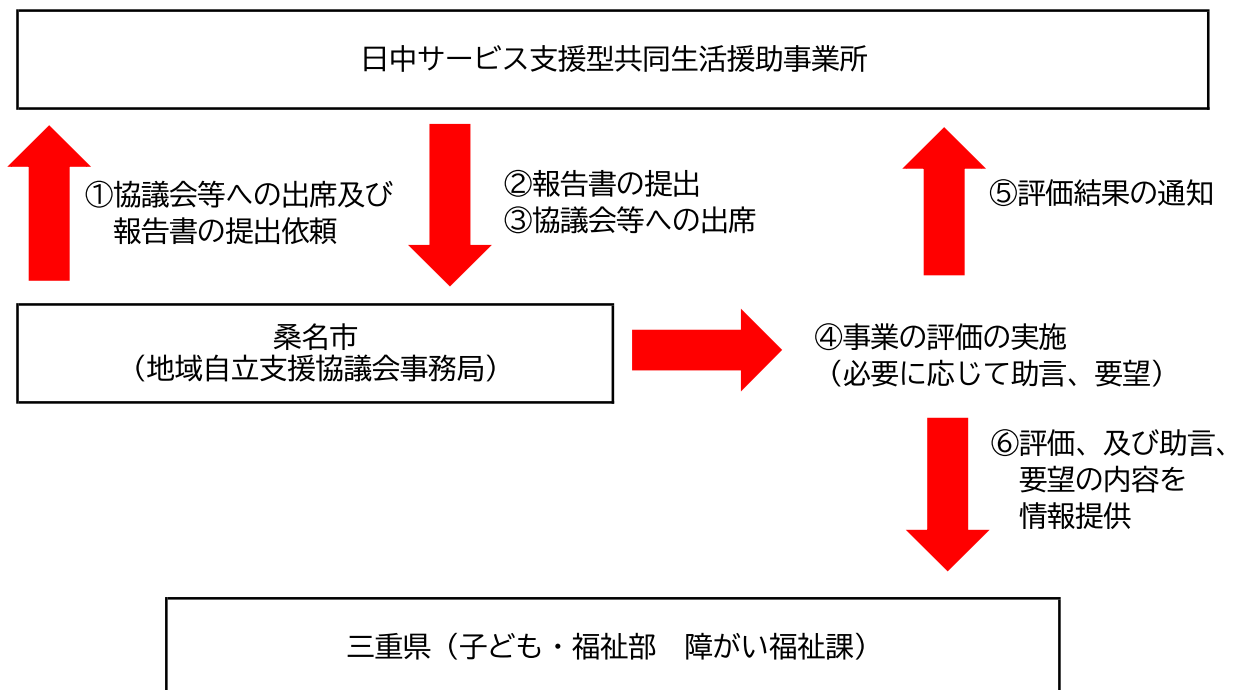
地域生活支援の中核的な役割を担う日中サービス支援型グループホームの創設

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定により創設される「日中サービス支援型グループホーム」は、障害者の重度化・高齢化に対応するために創設された共同生活援助の新たな類型であり、短期入所を併設し地域で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとしており、施設等からの地域移行の促進及び地域生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待される。



日中サービス支援型共同生活援助事業所の協議会への報告・評価の流れ

- ①日中サービス支援型共同生活援助事業所（以下、「事業所」という。）所在地の市から事業所に対して、協議会等への出席及び、事業内容報告書（以下、「報告書」という。）の提出を依頼。
- ②事業所は日中サービス支援型共同生活援助の実施状況等を記載した報告書を作成し、市へ提出する。
- ③事業所は市が実施する協議会等に出席し、日中サービス支援型共同生活援助の実施状況を報告する。
- ④協議会等は報告を受けた内容に対する評価を行い、必要に応じて事業所に対する要望、助言等を行う。
- ⑤地域の協議会等での評価結果を事業所へ通知する。
- ⑥市は協議会等による事業所に対する評価、及び要望、助言の内容を三重県（子ども・福祉部 障がい福祉課）へ情報提供する。



《関係規定》

基準省令：「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 171 号）

解釈通知：「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成 18 年 12 月 6 日障発第 126001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

基準省令第 213 条の 3（基本方針）

日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

基準省令第 213 条の 10（協議の場の設置等）

日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会その他都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

解釈通知 第 15 4(3)③ 社会生活上の便宜の供与等

（略）なお、日中活動サービス等を利用することができず、日中を共同生活住居で過ごす利用者の支援に当たっては、当該利用者の意向を踏まえた日中サービス支援型共同生活援助計画に基づき、日常の介護はもとより、当該利用者が充実した地域生活を送ることができるよう外出や余暇活動等の社会生活上の支援に努めなければならないこととしたものである。

また、利用者の意向に反して日中活動サービス等の利用が制限されることなく、個々の利用者に対して適切な障害福祉サービス等の利用が図られるよう、特定相談支援事業を行う者又は他の障害福祉サービスの事業を行う者と緊密な連携を図ることとするものである。

解釈通知 第 15 4(3)④ 協議の場の設置等

日中サービス支援型指定共同生活援助を行う事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会又はその他の都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（都道府県又は市町村職員、障害福祉サービス事業所、医療関係者、相談支援事業所等が参加して障害者の地域生活等の検討を行う会議）（以下「協議会等」という。）に対し、定期的に（少なくとも年に 1 回以上とする。）日中サービス支援型指定共同生活援助の実施状況等を報告し、当該実施状況等について当該協議会等による評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないこととしたものである。

障害者総合支援法第 89 条の 3（協議会の設置）

地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

日中サービス支援型共同生活援助

基本情報	事業開始日	
	法人名称	
	事業所名称	
	住居名称・定員・住居所在地	住居名称： 定員： 人 住居所在地：
		住居名称： 定員： 人 住居所在地：
短期入所定員		定員： 人
利用者情報	主な障がい種別	身体： 人、知的： 人、精神： 人、難病： 人
	支援区分	区分1： 人、区分2： 人、区分3： 人、区分4： 人 区分5： 人、区分6： 人
	年齢	60歳以上： 人、50歳代： 人、40歳代： 人、 30歳代： 人、10歳から20歳代： 人
	障がい特性等	医療的ケアの必要な者： 人 強度行動障がいのある者： 人
	日中の過ごし方	現利用者： 人 グループホーム内で日中を過ごす利用者： 人 外部の日中活動サービス等を利用する利用者： 人
職員情報	職員配置	管理者 人（常勤換算 人）
		サービス管理責任者 人（常勤換算 人）
		世話人 人（常勤換算 人）
		生活支援員 人（常勤換算 人）
	夜間支援体制	夜間支援従事者 人
	看護師の配置	配置の有無 有 ・ 無 配置状況詳細（ ）

日中サービス支援型共同生活援助

運営・支援について

(1) 事業の目的

- ・ 日中サービス支援型共同生活援助事業を実施する目的について

(2) 職員体制

- ・ 職員の勤務(所定労働時間、残業時間等を含む)の体制について(別紙様式3 ※出勤表等添付でも可)

(3) 利用者に対する支援の実施

- ・ 利用者の状態にあわせた支援の工夫(食事の提供・金銭管理等)について
- ・ 常時の健康管理(医療機関との連携や服薬管理)について
- ・ 利用者からの苦情の解決について
- ・ 利用者が充実した社会生活が送れるための日中活動サービスや外出・余暇活動等の社会生活上の支援について
- ・ 利用者の体調変化など緊急時の対応について
- ・ 日中、土日祝日を含めた常時の支援体制について(日中をグループホーム内で過ごす利用者に対して、どのような支援を行っているか)

(4) 短期入所

- ・ 短期入所事業の果たす役割(地域で生活する障がい者の緊急一時的な支援等に対応しているか等)について
- ・ 利用した障がい者の障がい種別、利用者数、利用理由について

(5) 地域移行の促進、地域生活の継続

- ・施設等からの地域移行の促進(体験利用等)について
- ・地域での生活を継続するための支援について

(6) 地域との交流の機会の確保

- ・利用者が地域において、家庭的な環境下での生活及び地域住民との交流を図る取組について
- ・利用者とその家族との交流等の機会の確保について

(7) 利用者の権利擁護

- ・虐待防止対策、虐待発生時の対応について
- ・利用者の意思決定支援(外部情報の収集機会等)の取組について
- ・利用者が主体的に活動するための取組について

(8) 利用者支援の質の確保

- ・各種研修等への参加の機会の確保について
- ・災害時における利用者の安全確保についての取組について

(9) 計画相談支援

- ・利用者に対するモニタリングが適切に実施されるための、別法人等の相談支援事業所との連携について
- ・サービス等利用計画と個別支援計画の作成時の連携について

日中サービス支援型共同生活援助 勤務体制表（住居名： ）

【 年 月分】 ※直近の勤務体制を記入してください【利用者数： 名、必要職員数： 名

日	従業者	職種	勤務形態	0:00	2:00	4:00	6:00	8:00	10:00	12:00	14:00	16:00	18:00	20:00	22:00
1	A														
	B														
	C														
	D														
2	A														
	B														
	C														
	D														
3	A														
	B														
	C														
	D														
4	A														
	B														
	C														
	D														
5	A														
	B														
	C														
	D														
6	A														
	B														
	C														
	D														
7	A														
	B														
	C														
	D														
8	A														
	B														
	C														
	D														
9	A														
	B														
	C														
	D														
10	A														
	B														
	C														
	D														

- ※ 住居ごとに記入してください。
- ※ 行が足りない場合は適宜追加してください。
- ※ 複数の職種を兼務する場合は、行を追加し、職種ごとに勤務時間を記入してください。